

2022年6月16日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 藪下 貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

第 100 回定時株主総会第 5 号議案に関する グラスルイスレポートに対する当社見解について

当社は、2022年6月24日開催予定の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に第5号議案として上程しております「Vpg らによる当社株式についての大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針（Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策）の承認、及び、当該対応方針の有効期間中に大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合に当該対応方針に基づき対抗措置を講じることの承認の件」（以下「本議案」といい、本議案の承認対象である対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）に関して、議決権行使助言会社である Glass Lewis & Co., LLC（以下「グラスルイス社」といいます。）から、本議案に対して「反対」を推奨する旨の英文レポート（以下「グラスルイスレポート」といいます。）が発行されている事実を確認いたしました。

本議案に関する当社の考え方等は、本定時株主総会の招集ご通知（以下「本招集通知」といいます。）の「株主総会参考書類」に記載のとおりでございますが、賛否をご判断いただくに当たって、本議案に関する当社の考え方等を株主・投資家の皆様に改めてご理解いただきたく、グラスルイスレポートに対する当社の見解を下記のとおりご説明いたします。

なお、本プレス・リリースにおける、「Vpg ら」とは、ダブリューケイ・ワン・リミテッド（WK 1 Limited）並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド（WK 2 Limited）及びダブリューケイ・スリー・リミテッド（WK 3 Limited）の実質的な出資者であり、山内万丈氏を代表理事とする Yamauchi-No.10 Family Office の日本国内の事業会社である①合同会社 Vpg 及び②株式会社 KITE の 2 社を総称していいます。

記

1. グラスルイス社の反対推奨の理由

グラスルイス社は、グラスルイスレポートにおいて、本対応方針がいわゆる「買収防衛策」であることを前提に、主に、①本対応方針が取締役会により延長できること、②

取締役会が過半数の独立社外取締役で構成されていないこと、③当社が提供を求めている情報が不合理であること、④本対応方針の条項に東京高等裁判所で認められている範囲を超えた条項が含まれていることを理由として、本議案につき反対推奨をしております。

2. 当社の見解

当社は、2022年5月24日の本対応方針公表後、同月25日よりグラスルイス社に対して当社の意見を直接ご説明させていただく機会の設定について複数回お願いをしましたが、グラスルイス社からは「担当チームに共有する」との回答をいただくのみでありました。その後、同年6月3日に、本招集通知を当社ホームページに公表した後、同月8日にグラスルイス社から「面談をお断りする」とご回答をいただき、結果として、面談が叶わぬまま、グラスルイスレポートが発行されるに至りました。当社は、株主の議決権行使判断に一定の影響を与えうるグラスルイス社が、発行会社から十分な情報を得ることなく、グラスルイスレポートを発行したことは、誠に遺憾であると考えております。

また、本招集通知の「株主総会参考書類」及び2022年5月24日付けプレス・リリースでご説明しておりますとおり、本対応方針は、市場における買増しや強圧性のあるTOBを含む大規模買付行為等の威迫のない状況下において、Vpgらを含む大規模買付者を含む特定株主グループから十分な情報をご提供いただき、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的としたものであり、本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化するための、いわば「対等な交渉力確保目的スキーム」であって、買収防衛を目的とした「買収防衛」策ではありません。このように、本対応方針は一般的な買収防衛策ではないにも拘らず、グラスルイス社は、グラスルイスレポートにおいて、本対応方針について、いわゆる一般的な買収防衛策であること前提に分析した上、本議案に対して反対推奨をしているのであって、当社としては、誤った前提に基づいたグラスルイスレポートの反対推奨の理由は明らかに不合理であると考えております。

加えて、グラスルイスレポートが反対推奨の理由として挙げている諸点のうち、①本対応方針が取締役会により延長できるという点については、(i)本対応方針の有効期間は「1年」であり、グラスルイス社が賛成の基準として挙げている「3年以下」よりも大幅に短いこと、(ii)大規模買付行為等が実施されるおそれが継続しているにもかかわらず、形式的に1年が経過したことをもって直ちに本対応方針が終了してしまうと本対応方針の実効性が確保できないため、そのような場合に限定して継続を認めることはむしろ当然に必要であること、(iii)当社取締役会による延長の判断は特別委員会の勧告を踏まえて行われることから、形式論に終始しているグラスルイスレポートの反対推奨の理由①

は不合理であると考えております。

次に、②取締役会が過半数の独立社外取締役で構成されていないという点については、(i)本対応方針において、株主意思確認総会を経ずに（取締役会のみで）対抗措置を発動できるのは、大規模買付ルール of 重大な違反があった場合のみであること、(ii)対抗措置の発動・不発動の検討・判断に際しては、必ず特別委員会の勧告を得て、それを最大限尊重することになっていること、(iii)本定時株主総会終了後は、特別委員会の委員 3 名全員が独立社外取締役となり、判断の独立性が十分に担保されていることから、実態を全く考慮していないグラスルイスレポートの反対推奨の理由②も同じく不合理であると考えております。

さらに、③当社が提供を求めている情報が不合理である、及び④本対応方針の条項に東京高等裁判所（ニッポン放送事件に関する東京高決平成 17 年 3 月 23 日を指すものと推察されます。）で認められている範囲を超えた条項が含まれているという点については、具体的に本対応方針のどの点を指しているのか不明確であること、新株予約権を特定の第三者に割り当てるタイプの強力な買収防衛策の適法性が問題となったニッポン放送事件とは事案が全く異なる本件について、ニッポン放送事件に関する東京高決平成 17 年 3 月 23 日を参照することは適切ではないこと（この点については、複数の会社法・金融商品取引法の研究者からの意見を取得しております。）等から、グラスルイスレポートの反対推奨の理由③及び④も不合理であると考えております。

株主の皆様におかれましては、本議案及びグラスルイスレポートに対する当社の見解をご賢察いただき、当社の中長期的視点からの企業価値の向上ないし株主の皆様共同の利益の最大化の取組みについてご理解いただいたうえで、本議案における議決権行使の判断をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上